

東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業 仕様書

1. 件名

東久留米市スポーツセンター再生可能エネルギー等導入事業

2. 発注部署

教育部生涯学習課スポーツ振興係

3. 履行場所

東久留米市スポーツセンター（東京ドームスポーツセンター東久留米：東京都東久留米市
大門町二丁目 14 番 37 号）

※上記施設の詳細は（別紙 1）を参照

4. 事業目的

東久留米市（以下、「市」という。）では令和 5 年 3 月 1 日に、脱炭素化に取り組むにあたり、これまでの省エネルギー化に加え、資源に限りのある化石燃料から地域資源としてのグリーン電力、再生可能エネルギーへの転換や減災レジリエンスとの連動等を図り、持続可能な強靱性の高いまちを創造する視点を持ち、市民・事業者・行政が一体となり「2050 年ゼロカーボン社会の実現」を目指すこととする「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を行った。この宣言に基づき脱炭素化の取り組みを推進していく一方で、地域課題として、頻発する自然災害に対するレジリエンス強化や地域でのエネルギー有効活用等も求められており、令和 4 年 8 月にとりまとめた「東久留米市における脱炭素化・再生可能エネルギーの利用に向けた最適化の基本的考え方」では、地球温暖化対策、減災レジリエンス、地域エネルギー活用の要点を横串して整理し、脱炭素化と併せて地域課題の解決に向けた考え方を示している。

本事業は、これらの背景を踏まえ、PPA モデル及びリースモデルの採用により初期費用を抑えつつ、東久留米市スポーツセンター（以下、「対象施設」という。）に太陽光発電設備、蓄電池及び高効率照明設備を導入することで、施設の省エネルギー化を図りつつ安定的に供給される再生可能エネルギーを最大限地産地消し、施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、停電を伴う非常時には蓄電池を非常用電源として活用し防災機能を向上させることを目的とする。

5. 事業概要

本事業は、受注者が、市より対象施設内に設置場所の提供を受け、太陽光発電設備等（太陽光発電設備、蓄電池及び必要な付帯設備をいう。以下同じ。）を導入するとともに、設置する設備を利用して生産される再生可能エネルギー（電力）を同施設に供給し、契約にて決定する電力単価に基づき、市が受注者から電力を購入する「太陽光発電設備等 PPA 事業」と、同施設の省エネルギー効果を高めるため、同施設内の全ての既存照明設備（外灯含む）についてリース方式にて高効率照明設備（LED 照明設備）に改修する「LED 照明設備リース事業」を一体的に実施するものである。一体的な実施により、平時における施設の省エネルギー効果のより一層の向上や、停電を伴う非常時においては両設備を効果的に連携させることで、施設の防災機能の向上を図るものである。

本事業の実施にあたり、受注者は下記の業務を行う。なお、各項の詳細な条件については後述の「9. 事業条件」を参照すること。

- ① 対象施設の事前調査及び設備設置計画の作成
- ② 施設における行政財産目的外使用許可申請
- ③ 設備設置にかかる詳細設計及び設置工事
- ④ 対象施設への電力供給
- ⑤ 導入した設備の運転管理・維持管理（LED 照明設備を除く）
- ⑥ 発電状況等の記録・報告及び温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証
- ⑦ 事業終了後の太陽光発電設備等の撤去及び LED 照明設備の市への無償譲渡

6. 事業期間等

(1) 共通事項

- ① 本事業で導入する設備の運転開始日は、全設備の設置工事が完了したのち、令和 7 年 3 月を想定しているが、詳細は市と協議の上で決定する。なお、設備の設置時期についても市と協議して決定すること。
- ② 本事業について、国・都等の補助金を活用する場合については、当該補助の規定に従った設備導入時期及び運転開始時期とすること。

(2) 太陽光発電設備等 PPA 事業

- ① 事業期間は、契約開始から設備等の撤去が完了するまでとする。
- ② 運転期間は、導入する設備等の運転開始日から最長で 20 年とする。
- ③ 運転期間中に、対象施設の改修工事等で施設全体の利用が停止し、1 か月以上引き続き発電した電気の需要がない期間が発生した場合は、当該期間については運転期間に含まれないものとし、その間の市による売電収入補償は行わないが、当初予定していた運転期間に当該利用停止期間を加算して運転期間を延長し、予定通りの運転期間を確保するものとする。

(3) LED 照明設備リース事業

- ① 事業期間は、契約開始から賃貸借期間終了後、設備の市への無償譲渡手続きが完了するまでとする。
- ② 賃貸借期間は、設備の運転開始日から10年間とする。
- ③ 工事工程の関係上、部屋毎等、段階的に設置工事を行う場合は、施設の運営に支障が生じないよう、工事が完了した箇所から照明を仮使用できるようにすること。ただし、運転開始日までの期間は賃貸借期間には含めない。
- ④ 賃貸借期間中、対象施設の利用停止等が発生した場合であっても、賃貸借期間の調整は行わない。

7. 支払条件等

(1) 太陽光発電設備等 PPA 事業

- ① 本契約において、市と受注者は、使用電力量 1kWh あたりの単価（以下、「PPA 単価」という。）を協議により決定する。
- ② 市は、PPA 単価に本事業で導入する太陽光発電設備等で発電し対象施設へ供給された電力使用量を乗じた金額を、運転期間中において毎月、受注者からの請求に基づいて支払う。その他、以下の点に留意すること。
 - 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測すること。
 - 対象施設では指定管理者制度を導入しているため、支払いは指定管理者から行うことを想定している。

(2) LED 照明設備リース事業

- ① 市と受注者は、賃貸借期間中における設備リース料を協議により決定する。
- ② 市は、契約で定めたリース料を賃貸借期間中において毎月、受注者からの請求に基づいて支払う。

8. PPA 単価及びリース料について

- ① PPA 単価には、太陽光発電設備等 PPA 事業において導入する設備の設置、運転・維持管理、撤去、租税公課等、事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めること。リース料についても同様に、LED 照明設備リース事業において必要となる一切の諸経費を含めること。ただし、LED 照明設備については設置後の維持管理は市において行うため、運転・維持管理に要する費用は含まないこと。
- ② PPA 単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。なお、月別または時間別に異なる単価は使用できないものとする。また、基本料金単価の設定は行わないものとする。
- ③ PPA 単価及び毎月のリース料は、原則、契約期間中において一定額とする。

- ④ 本事業で導入する設備にかかる固定資産税は、受注者は負担する必要はないものとする。

9. 事業条件

(1) 一般的事項

- ① 本事業で導入する設備はすべて新品とする。
- ② 本事業で導入する太陽光発電設備等で発電する電力は全て対象施設で消費するものとし、余剰電力が発生した場合であっても売電等を行わない。
- ③ 太陽光発電設備等について、対象施設に設置後、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再取付に応じること。設備の一時撤去、保管、再取付に伴う費用について、1回目は受注者の負担とし、2回目以降は市の負担とする。なお、当該運転ができない期間の取り扱いについては前記「6. (2) ③」のとおりとする。LED照明設備について一時撤去等を行う場合の費用は市の負担とする。
- ④ 事業実施にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、受注者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法の規制については十分留意すること。
- ⑤ 受注者は、対象施設の管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等については市と協議のうえで決定する。
- ⑥ 受注者は、本事業の実施にあたり活用可能な国・都等の補助金は活用することを前提とし、受注者が申請者となる補助金については受注者の責任において申請業務を実施すること。なお、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。
- ⑦ 運転開始前に試運転を行い、設備が正常に稼働することを確認すること。

(2) 導入する設備に関する事項

- ① 太陽光発電設備
 - 発電した電力を最大限自家消費できるものであること。
 - 停電時にも発電した電力の使用（自立運転）ができるものであること。
 - 太陽光発電設備により発電した電力は、(別紙1)に記載のとおり、停電時にも第一体育室の照明等の特定負荷や自立運転用コンセント盤にて利用できるものとする。なお、当該コンセント盤は色付きにするなど通常のコンセントと区別できるものとするとともに、使用可能な電力を明記すること。
 - 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
 - 太陽光発電設備は、施設の屋上または屋根に設置すること。

- 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
- 補助事業を活用する場合は規定に従ったものとする。

② 蓄電池設備

- 太陽光発電設備による電力が最大限自家消費できること。
- 太陽光発電設備から充電し、平常時は、非常時に備えて少なくとも 6kWh の残量を確保して充放電を繰り返すものであること。
- 運転期間中は、定期的なメンテナンスや機器更新等により、満充電時の容量が初期容量の 60%以上を確保できるようにすること。
- 非常時には、最低限（別紙 1）に掲げる特定負荷に電力を供給できる容量・設備とすること。
- 蓄電システムは JIS C4412-1 または JIS C4412-2 を準拠すること。
- 蓄電池は JIS C8715-2（リチウムイオン電池の場合）または平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。
- 蓄電池設備は、市及び施設管理者と協議の上、施設敷地内の業務上・安全上支障のない場所に設置すること。

③ LED 照明設備

- 既存照明設備を取付器具ごと撤去し、新設とすること。撤去した照明器具等は、関係法令を遵守し、受注者で適切に運搬・廃棄すること。なお、PCB を含む安定器があった場合には、取り扱いは別途、市と協議するものとする。
- 新設する LED 照明設備は国内メーカー品とすること。
- 各部屋の状況により適切な照明器具を選定し、過不足ない照度を確保すること。なお、市との協議により必要に応じて照度計算を実施すること。
- 既存照明設備が調光機能や防塵・防湿機能等を有している場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- 第一体育室の高天井照明については、調光機能付きとすること。なお、室内を少なくとも 2 ブロックに分けて、ブロック毎に調光ができるようにすること。
- 必要に応じて、ランプの破損防止・飛散防止の措置を講じること。
- 高天井照明については、落下防止ワイヤーを取り付ける等、適切な落下防止措置を講じること。
- トイレ内の照明器具については人感センサー付とし、自動で点灯・消灯ができるものとする。

- 設備の保証期間は、賃貸借期間と同期間とする。なお、無償で賃貸借期間を超えての保証が可能な場合はこの限りではない。

(3) 対象施設の事前調査及び設備設置計画の作成に関する事項

受注者は、対象施設に対して以下の調査等を実施し、各種関係手続きを必要に応じて行った上で結果を取りまとめ、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類と合わせて市に提出して詳細な報告を実施し、市の確認を受けること。

① 現地調査

- 対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。
- 太陽光発電設備等の設置に係る課題を、市及び施設管理者と協議の上で調査すること。
- 太陽光発電設備等の設置位置については、市及び対象施設の管理者と十分調整すること。
- 対象施設内の照明設備については、図面等の資料のみで判断することなく、必ず現地でその位置や種類を確認すること。また、適切な照明設備の種類や照度を判断するため、各室の使用実態や用途等を十分に調査すること。

② 設備容量等検討

- 太陽光発電設備等については、施設の実態についての詳細調査や電力使用実績等を考慮し、当該施設で最大限活用ができる容量・製品等を検討すること。
- LED 照明設備については、各室の用途にあわせて必要な照度を検討し、調光機能等の有無も含め、適切な機器を選定すること。また、市との協議により必要に応じて各室毎の照度計算を行い、必要な照度が確保できるか確認すること。

③ 構造調査

- 対象施設に設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、別途市より提示する施設の構造計算書等を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを一級建築士が調査し、結果を書面により市に報告すること。
- 調査の結果、施設の耐久性が不十分と判明した場合のほか、破壊検査等の追加調査を行わなければ構造計算が出来ない場合や構造調査の実施が困難である場合には、本事業の実施について別途協議するものとする。

(4) 行政財産目的外使用許可申請に関する事項

- ① 受注者は、対象施設内に設備を設置するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく、行政財産の目的外使用許可を受けること。なお、本件に係る行政財産使用料は免除することを想定している。
- ② 当該許可の申請は、市が対象施設の事前調査の結果を確認し、設備設置可能と判断した場合のみ行うこと。

- ③ 受注者は、対象施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ④ 受注者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の使用許可を取り消すことがある。この場合、受注者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には受注者の負担で修復を行うこと。

(5) 設備設置にかかる詳細設計及び設置工事に関する事項

- ① 受注者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、機器仕様書、平面図、立面図、単線結線図、照明器具表等の図面（PDF形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受けたのち、工事を実施すること。
- ② 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ③ 施工にあたっては、原則として下記の標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事業が生じた場合は、別途協議により決定する。

〔仕様書〕（いずれも最新版とする）

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 東京都建築工事標準仕様書
- 東京都電気設備工事標準仕様書
- 東京都機械設備工事標準仕様書

- ④ 導入する設備等に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、FIT法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。
- ⑤ 工事に必要な電気・水道等については、当該施設のものを無償で利用できるものとする。
- ⑥ 施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、市及び施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- ⑦ 設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議の上施設の設備担当者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ⑧ 施工にあたり、施設の利用停止や利用制限は極力行わず、行う場合であっても最小限とする計画とすること。施設の利用に支障が生じる場合には、作業日程等について市及び施設管理者と十分協議を行うこと。
- ⑨ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- ⑩ 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立ち入りに支障が生じないようにすること。
- ⑪ 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないこと。

- ⑫ 躯体や天井ボード等の穴あけを行う場合には、新築時の設計図書等により、アスベストが使用されている恐れのある場合は、受注者の責において事前に調査を行うこと。また、アスベスト使用が確認された場合には、受注者の責において適切に除去すること。なお、アスベストの撤去にかかる費用負担については、別途市と協議するものとする。
- ⑬ 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は受注者負担で修復を行うこと。
- ⑭ 設備設置にあたっては、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、受注者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- ⑮ 設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。設備、配管・配線には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- ⑯ プールの照明設備の改修にあたっては、工事終了後プールの清掃及び消毒を実施すること。
- ⑰ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ⑱ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は受注者において十分に行うこと。
- ⑲ 工事完了時には、現場で市の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を3部作成し、電子データとともに市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータ（jww形式）を提出すること。

(6) 対象施設への電力の供給に関する事項

- ① 対象施設に設置した設備で発電した電力を、当該施設に供給し、自家消費を行うこと。
- ② 電気使用料については、前記「7. 支払条件等」のとおり、受注者の請求に基づき支払うものとする。

(7) 導入した設備の運転管理・維持管理に関する事項

- ① 受注者は、太陽光発電設備等の運転期間中における設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。
- ② LED照明設備についての維持管理等は本業務に含まず、市の責任で行うものとする。不具合が発生した場合には市の指定する事業者現場確認及び修理を行わせること。受注者は当該事業者と連携し、保証等の適用可否の調整を含め、速やかな設備機能の回復に努めること。
- ③ 施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、受注者が用意すること。
- ④ 市及び当該施設の設備担当者、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を十分協議すること。

- ⑤ 太陽光発電設備等の保守点検及び維持管理計画（実施体制、スケジュール、設備の交換時期等）を市及び施設管理者に提出の上、適切な維持管理を行うこと。
- ⑥ 太陽光発電設備等の保守点検は毎年1回以上行うこととし、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行い、結果を市に報告すること。必要に応じて部品の調整や交換等を受注者の責任と負担により行うこと。
- ⑦ 太陽光発電設備等が故障した場合は、直ちに当該施設の担当者に連絡の上、受注者の責任と負担において速やかに修理を行うこと。また、故障の原因及び対策を市及び施設管理者に書面にて報告すること。
- ⑧ 受注者は、大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ⑨ 事業実施中に、市及び施設管理者による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、受注者は原因究明に協力すること。
- ⑩ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が受注者による設備設置に起因する場合には、受注者負担により速やかに修復すること。
- ⑪ 受注者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受注者の負担とする。

(8) 発電状況等の記録・報告及び温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証に関する事項

- ① 受注者は、設置した太陽光発電設備等による発電量、電力供給量（自己消費量）等を記録し、運転期間中において毎月、市及び施設管理者へ報告すること。報告方法は市の指示に従うこと。
- ② 受注者は、本事業実施による温室効果ガス排出量削減効果の適切な計測・検証方法を市に提示し、太陽光発電設備等の運転期間中において実際の削減効果の検証を行うこと。計測・検証結果は毎年度、市に報告すること。
- ③ 施設が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。

(9) 事業終了後の設備の取り扱いに関する事項

- ① 運転期間終了後、太陽光発電設備等については、受注者は受注者の負担により速やかに撤去し、原状回復を行うこと。LED照明設備については、無償で市に譲渡するものとする。
- ② 撤去により防水層等を破損した場合には受注者の負担で修復を行う。
- ③ 太陽光発電設備等の撤去の際に、事前に市から無償譲渡の希望があった際は、受注者は市と協議の上で市へ無償譲渡できるものとする。

10. 責任分担の基本事項

- ① 本事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については（別紙2）及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。
- ② 受注者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、太陽光発電設備等については火災保険及び賠償責任保険、LED照明設備については動産総合保険（いずれの保険についても同等の補償内容であれば他の保険であっても可とする）に加入し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が補償責任を負い、受注者の責任において速やかに対応するものとする。受注者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ③ 受注者の都合により、事業期間の途中で事業を中止した場合は、受注者の費用負担により太陽光発電設備等の撤去を行い、設置場所の原状回復を行うものとする。なお、LED照明設備については無償で市に譲渡するものとする。
- ④ 市の都合により、事業期間の途中で設備を継続して設置することができなくなった場合は、市は太陽光発電設備等、LED照明設備の撤去を求めることができる。この場合の費用負担は市と受注者で協議したうえで決定する。
- ⑤ 受注者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

11. その他

- ① 市が所有する資料で、本事業の遂行上必要となる資料がある場合は、市の判断のもと支障とならない範囲で貸与する。
- ② 事業の進行に合わせて適宜打ち合わせを実施し、受注者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。
- ③ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めがなくても実施するものとする。
- ④ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と受注者で協議の上決定するものとする。

別紙1 対象施設一覧

施設概要

No.	施設名	施設所在地	竣工年	構造	建築面積	延床面積	避難所等の指定	施設管理方法	電気主任技術者
1	東久留米市スポーツセンター	東京都東久留米市大門町二丁目14番37号	1999	RC造	4,536 m ²	8,124 m ²	指定避難所 医療救護所	指定管理者	あり (外部委託)

月別の使用電力量実績

No.	施設名	契約電圧	契約種別	使用電力量 (kWh)												備考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	東久留米市スポーツセンター	6キロボルト	業務用電力	104,612	103,132	130,181	156,656	175,630	172,481	129,542	100,480	99,209	108,457	110,435	93,952	令和4年度

停電を伴う非常時に最低限電力の確保が必要な特定負荷

No.	施設名	特定負荷 (最低限必要となるもの)
1	東久留米市スポーツセンター	<p>施設停電時において、最低限、以下の用途に使用ができること。</p> <p>①第一体育室アリーナ部分の高天井照明への給電 ※各照明器具を100%の光量で点灯させる必要はないが、アリーナ部分全体で夜間に生活ができる程度の明るさが確保できるようにすること。 ※②のコンセントを使用しない場合で、蓄電池に常時確保している残量で12時間程度の利用ができること。</p> <p>②第一体育室でのスマートフォン、事務用パソコン等の充電 ※第一体育室内壁面に特定負荷用のコンセント盤を設けること。</p>

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	受注者	
共通	実施要領の誤り	実施要領等の記載事項に重大な誤りがある場合	○	—	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合	—	○	
	第三者賠償	太陽光発電設備及び付帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	—	○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保	—	○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	—	○	
	法令・条例・基準等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例・基準等の変更	—	○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険	—	○	
	事業の中止・延期	市の指示によるもの		○	—
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		—	○
		受注者の事業放棄、破綻によるもの		—	○
瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任	—	○		
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
計画・設計段階	物価	物価変動	— ※1	○	
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担	—	○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	—	○	
建設段階	物価	物価変動	—	○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	—	○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延	—	○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	—	○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害	—	○	
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	—	
	金利	市中金利の変動	—	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	—	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	—	○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少	—	○	
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		—	○
		設備に起因する市施設への障害		—	○
市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷			○	—	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	—	○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設の運営・業務への障害	—	○	

※1 契約の履行が困難なほどの著しい物価変動が生じた場合のリスク分担については、市と受注者が協議して定める。